一方で、地域住民自らが、地方自治を支える地方税の意義や役割を正しく理解した上で、地域社会の一員として地方税を納税する意識を醸成することも、適正・公平な課税の実現において重要である。そのため、地方自治体には、自らが課す地方税の意義やその使途等について地域住民に積極的に周知していく努力が求められる。

加えて、今後、マイナンバー制度の一環としてマイナポータル注[2]が導入されることから、これを活用した情報通知機能や決済サービスを検討するなど納税者にとっての利便性向上のための検討を進めるべきである。また、クレジットカードによる収納やコンビニエンスストアへの収納委託など多様な収納方法を整備すること等により、納税者が地方税を納付しやすい納税環境の整備を進めるべきである。

2　地方創生と経済好循環の確立

人口急減・超高齢化への流れは、社会保障給付費を大きく増加させる要因である一方で、現在の税負担水準が変わらない限りは、税収の大幅な増加を見込むことも難しく、社会保障のサービス給付の多くを担っている地方自治体にも大きな影響を与える問題である。また、租税の税源である所得、消費、資産等が東京に一極集中する傾向を是正しない限り、究極的には、偏在性が小さい地方税体系を構築することは困難である。

したがって、まずは、すべての地方自治体が一定の行政水準を維持できるように、地方税の充実確保とともに、地方交付税制度による財源保障機能と財源調整機能を適切に講じることが重要である。その上で、地方税の充実と偏在性の小さい地方税体系を構築する観点からも、ローカル・アベノミクスを推進して地域経済の再生を図るとともに、地方創生の推進により、地方での新しい雇用の創出が、地方への新しい人の流れを創出するという、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立することが期待される。

3　地方税のグリーン化

地球温暖化対策は、我が国のみならず地球規模の課題であるが、その対策はローカルで考える必要がある。

地方税においては、自動車取得税における低燃費車に対する軽減措置や、環境性能の優れた自動車の税負担を軽減し、一定期間経過した自動車の税負担を重くする「自動車税におけるグリーン化」など、国税に先駆けて、環境配慮型の税制を構築してきた。今後さらに、地方税体系全体を、環境への負荷に応じた課税の割合を高める形に改めていかなければならない。

地方税のグリーン化は、汚染者負担の原則に沿うものであり、環境の保全を図るために、地方自治体が提供する行政サービスからの受益に応じた税負担を求めるという意味で、応益課税の原則とも整合的である。

第二　平成28年度地方税制改正等への対応

『第一　今後目指すべき地方税制の方向』を踏まえ、平成28年度地方税制改正等の主な項目と見込まれる項目について、以下、当審議会としての意見を申し述べることとする。

1　地方法人課税の偏在是正

⑴　地方法人課税の偏在是正の基本的な方向性

地方法人所得課税については、税収の偏在性が大きく年度間の税収の変動も大きいことなどから、地方自治体の安定的な財政運営に大きな影響がある。

税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築する観点からは、地方消費税の充実又は消費税に係る地方交付税法定率分の地方消費税化と、法人住民税法人税割の地方交付税原資化による税源交換を基本的な目標とすべきである。また、法人事業税所得割は外形標準課税の拡充（付加価値割の充実等）を目指すべきである。

地方消費税率の引上げに伴い、不交付団体と交付団体間の財政力格差が拡大することから、偏在是正のための措置が必要である。今回の税制抜本改革においては、既に地方消費税率の引上げが税制抜本改革法において規定されていることを踏まえ、同法第７条第５号ロの規定に基づき、法人住民税法人税割の一部の交付税原資化を図るべきである。

⑵　消費税率（国・地方）８％段階の措置

上記の考え方等も踏まえて、既に平成26年度改正においては、消費税率（国・地方）８％段階の対応として、法人住民税法人税割の一部を国税化し、その全額を交付税特別会計に直接繰り入れるとともに、地方法人特別税・譲与税については、１／３の規模を法人事業税に復元している。

⑶　消費税率（国・地方）10％段階の措置

消費税率（国・地方）10％段階の措置に関しては、当審議会として、これまで関係団体等から広く意見を聞きながら検討を行い、論点を確認してきた。

消費税率（国・地方）10％段階においては、８％段階と同様に、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進めるべきである。

また、地方法人特別税・譲与税制度については、異例の暫定措置であることから、廃止の上、法人事業税に復元することを基本に検討すべきである。その際には、地方法人特別税・譲与税制度と同様の偏在是正効果を有する他の措置を講じ、地域間の税源偏在が拡大しないようにすべきである。

その際、市町村間における税源の偏在と財政力の格差が都道府県より大きいこと、地方法人特別税・譲与税制度による都道府県間の偏在是正措置は、それによって生じる財源を活用して、歳出の特別枠が創設されるなど、市町村にもメリットがあることを踏まえ、地方法人特別税・譲与税制度に代わる他の偏在是正措置については、都道府県・市町村双方が取り組むことが妥当である。

2　法人実効税率引下げへの対応等

⑴　法人実効税率引下げへの対応（法人事業税の外形標準課税の拡充）

現在、政府においては「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことにより、法人課税を成長指向型に改革する法人税改革が進められている。この法人税改革は、より広く負担を分かち合い、「稼ぐ力」のある企業や企業所得の計上に前向きな企業の税負担を軽減することで、企業の収益力の改善に向けた投資や新たな技術開発等への挑戦がより積極的になり、それが成長につながっていくように法人課税の構造改革を行うものである。

平成27年度改正においては、その第一段階として、地方税においては、外形標準課税の拡大によって財源を確保した上で、法人事業税の所得割の税率を引き下げたところである。

当審議会としてはこれまでも、法人税改革を行う際には、単なる税率の引下げによる減税を行うことは不適当であり、税収中立で行うべきこと、法人実効税率を引き下げる際は、課税ベースの拡大等により、法人課税の中で財源を確保すること等を指摘していたところである。また、地方法人課税に関しては、かねてより応益課税の原則や税収の安定化の観点等を踏まえて、法人事業税の外形標準課税の拡充を図るべきと主張してきたところである。今般の改革はこうした当審議会の考え方に沿うものであり評価できる。

社会経済状況の変化を踏まえても、地方自治体の提供する行政サービスの重要性は増しており、こうした行政サービスが景気動向にかかわらず提供されることを考えれば、応益的で安定的な外形標準課税の意義はさらに高まっている。

地方交付税原資分も含めれば、国・地方を通じた法人課税による税収の６割強が地方財源である。こうしたことから、今後更なる法人実効税率の引下げを目指す第二段階の改革においても、外形標準課税の更なる拡大など、課税ベースの拡大等により財源を確保して実施すべきであり、また、そのことがより応益的、安定的な地方法人課税制度の構築に資するものである。

⑵　分割基準の見直し

地方法人課税の分割基準は、法人が複数の地方自治体に事務所等を有する場合に、地方自治体の課税権を調整するものである。

法人事業税は応益原則を課税の根拠とするものであり、その分割基準は、事業の規模、活動量などを的確に表すものとすべきである。また、平成17年度の改正注[3]から10年以上が経過し、事業を取り巻く環境の変化に対応して、組織形態の多様化など法人の事業活動のあり方にも変化が見られることから見直しの検討が必要である。

分割基準の見直しは、税源の帰属の適正化という観点から行うべきものであり、財政調整を目的として変更することは適当でない。